

事務所だより

第58号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

年金機能強化法施行に向けて - その2 -

年金機能強化 法ってなに？

年金機能強化法とは、社会保障と税の一体改革に関連した年金制度の改正法の一つです。将来にわたって持続可能で国民が安心できる制度の確立に取り組むことを目的に国会で審議され、成立しました（平成24年8月10日成立）。正式には「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民

年金法等の一部を改正する法律」といいます。

今回の年金機能強化法成立による年金受給への身近な影響点を二回に分けて紹介していきます。

年金受給への影響その③

遺族基礎年金の支給対象者が拡大されます。現在の遺族基礎年金の支給対象者は「子のある妻」または「子（※1）」ですが、平成二十六年四月一日より「子のある配偶者」または「子」となります。つまり、現在は「妻」でなければ遺族基礎年金が支給されません。しかし、平成二十六年四月一日からは「夫」も支給されるようになります。

ただし、平成二十六年四月一日以後の死亡に対して適用されます。請求日（受付日）ではありません。

年金受給への影響その④

未支給年金（※2）の請求者範囲が拡大されます。現在の未支給年金の請求者は、亡くなった年金受給者と生計を同じくする「配偶者」「子」「父母」「祖父母」「兄弟姉妹」に限られています。

平成二十六年四月一日からは、亡くなった年金受給者と生計を同じくする「甥、姪」「子の配偶者」「叔父、叔母」「曾孫」「曾祖父母」とこれらの配偶者も請求できるようになります。

ただし、平成二十六年四月一日以後の死亡に対して適用されます。請求日（受付日）ではありません。

年金受給への影響その⑤

受給資格期間が短縮される予定です。

老齢年金を受給するための資格期間が、現在の二十五年（三〇〇月）から一〇年（一二〇月）に短縮されます。

すい、一〇年に短縮す

る法律が成立し、公布されています。平成二十七年一〇月に施行される予定です。ただし、「消費税一〇%と抱き合わせての施行」となりますので、必ずしも予定どおり施行されるかは不確かとなっています。

この法律が予定どおり施行されれば、納付または免除（※3）等をあわせて一〇年以上の資格期間を満たす場合は、保険料の納付や免除期間に応じた年金額を受給することができます。

（※1）十八歳に到達した年度末までの子、または障害を有する二〇歳未満の子をいいます。

（※2）年金は死亡した月まで支給されます。受給者が亡くなった時点で、まだ受け取っていない年金を本人の代わりに受け取る制度です。

（※3）一部免除の場合、免除されなかった保険料を納付していることが前提です。



アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続もサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

本年3月分(4月納付分)から 介護保険料率が改定されます

協会けんぽの健康保険料率は、平成26年度も現在の料率となりました。

一方、介護保険料率は、介護給付費が年々増加しているとの理由により、改定されることとなりました。

介護保険料率

現行

1.55%



平成26年3月分
(4月納付分)から

1.72%

介護保険料は、社会保険に加入する40歳以上65歳未満の方が対象となります。

なお、介護保険料は事業主と折半で負担します。

(計算例)

Aさん 標準報酬月額 20万円の場合
20万円×1.72% = 3,440円

∴ 本人負担 : 1,720円

∴ 事業主負担 : 1,720円

- 一〇日
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)
- 労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)
- 公共職業安定所
- 労働基準監督署

十七日まで

三月の労務手続
提出先・納付先

Q まもなく60歳になり、定年退職する予定です。退職後の健康保険証はどうなるのでしょうか。現在、勤務先から協会けんぽが発行する健康保険証をもらっています。

退職後の健康保険証

A 退職に伴い、現在持っておられる健康保険証は、勤務先へ返還することになります。もし仮に健康保険証を返還せずに使用した場合、のちに大きなトラブルとなります。

次のいずれかの手続きを行なって、新しい健康保険証を入手ください。

なお、医療機関での負担割合は、いずれも3割ですので、健康保険料を事前に確認の上、手続きされることをお勧めします。

①. 協会けんぽの任意継続の申請をする。

☆申請条件：

退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること。
退職日の翌日から20日以内に窓口で申請すること(郵送での申請は、20日以内に必着すること)。

☆手続き先：

住所地の都道府県の協会けんぽ支部または出張窓口

☆保険料：

退職時の標準報酬月額(上限28万円)×住所地の都道府県別保険料率

②. 国民健康保険に加入する。

☆申請条件：住所地の市区町村により異なる。

☆手続き先：住所地の市区町村国民健康保険担当窓口

☆保険料：

加入する世帯の人数や、前年の所得等で決定
保険料の減免制度があり、住所地の市区町村により保険料額が異なる。

③. 家族の健康保険の被扶養者になる。

☆申請条件：家族の加入する健康保険により異なる。

☆手続き先：家族の加入する健康保険証の発行窓口

☆保険料：保険料の負担なし

- 所得税の確定申告受付 [「税務署」]
- 三十一日
- 健保・厚年保険料の納付 [「郵便局または銀行」]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [「年金事務所」]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [「公共職業安定所」]

編集後記

先日『パタニティ・ハラスメント』という造語を目にしました。男性社員が育児休業を取得したり、育児支援目的の短時間勤務などを活用することへの妨害、嫌がらせ行為を指すのだそうです。
“男性は外で働き、女性は家で子育て”の意識が社会全体から消えるのは、いいでしょうか。(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com